

クレジット端末・マチカ専用端末等の取扱いに関する遵守事項

本書は、株式会社まちペイ（以下「当社」という。）より加盟店に貸借するクレジット端末・マチカ専用端末等の取扱いに際し、遵守すべき事項について定める。

第1条（定義）

次の各号に定める用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（１）「クレジット端末」とは、当社が所有し、加盟店に貸借するクレジットカード及びその他の電子マネー決済を行う端末をいう。

（２）「マチカ専用端末等」とは、当社が所有し、株式会社まちペイが提供する電子マネーサービスの決済のために用いる端末及びQRコードをいう。

第2条（納品・検品）

当社は、加盟店に対し、両者間で決定した期日までに所定のクレジット端末・マチカ専用端末等を納入する。

２ 加盟店は、前項に定める納入後 10 日以内に検品を行うものとし、納入したクレジット端末・マチカ専用端末等がその種類、品質又は数量に関して、予め納入を告知していた内容に適合しない（以下「不適合」という。）場合は、納入後 15 日以内にこれを当社に通知することにより、修補、部品交換、代替物又は不足分の引渡し（以下「追完」という。）を求めることができる。ただし、当該不適合が加盟店の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

３ 当社は、前項の通知を受けた場合、速やかに追完を行うものとする。ただし、納入後 15 日以内に前項の通知がない場合は、検品に合格し、不適合がなかったものとみなす。

４ 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、第 2 項の不適合を理由として、なんらその責めを負わないものとし、加盟店は当社に対し、解除、損害賠償等を求めてはならないものとする。

第3条（設置）

クレジット端末・マチカ専用端末等は、当社より設置する。

２ 設置の際の事故に関しての帰属は、加盟店・当社の協議により、加盟店又は当社に帰属する。

第4条（端末の取扱い）

当社の指定する用途以外でクレジット端末・マチカ専用端末等を用いてはならない。

２ 加盟店は、搭載するアプリケーションソフトをリバースエンジニアリング、逆コンパイル

ル、逆アSEMBル等を行ってはならない。

第5条（SIMカードの取扱い）

当社より賃貸するSIMカードをクレジット端末・マチカ専用端末等より挿抜することを禁ずる。ただし、メンテナンスや修理のために当社又は当社の指定する業者が指示した場合は、この限りでない。

第6条（禁止事項）

クレジット端末・マチカ専用端末等の端末の所有権は当社にあり、当該端末等について次の各号の定める事項を行ってはならない。

- （1）転売すること
- （2）破損・紛失すること
- （3）当社の承諾を得ず、廃棄すること
- （4）担保に供すること
- （5）権利を譲渡すること
- （6）第三者をして前5号の行為を行うこと
- （7）その他本条各号に類似し、当社による提供又は運営に支障を与える行為を行うこと

第7条（賃借料）

クレジット端末・マチカ専用端末等の賃借料については、別途定める。ただし、官公庁から補助を受けたクレジット端末・マチカ専用端末等については、無償で貸与する。

第8条（破損・紛失時）

クレジット端末・マチカ専用端末等の端末の破損・紛失が発生した場合は、速やかに当社に連絡するものとする。

2 加盟店は、クレジット端末・マチカ専用端末等の破損・紛失が発生した場合には、端末の貸出日からの経過日数に応じて、次の表の金額又は次の表の修理費の何れか少ない額を支払わなければならない。

表＜破損・紛失した場合の請求金額＞

開始～1年	端末新品購入額＋事務手数料1万円（税抜）
1年～2年	端末新品購入額の80%＋事務手数料1万円（税抜）
2年～3年	端末新品購入額の60%＋事務手数料1万円（税抜）
3年～4年	端末新品購入額の40%＋事務手数料1万円（税抜）
4年～5年	端末新品購入額の20%＋事務手数料1万円（税抜）
5年以上	事務手数料1万円（税抜）

修理費	修理費の実費＋事務手数料 1 万円（税抜）
-----	-----------------------

第 9 条（反社会的勢力の排除）

加盟店は、次の各号（以下「反社会的勢力」という。）いずれにも該当しないことを表明し、保証する。

- （１）暴力団
- （２）暴力団員
- （３）前 2 号の者でなくなったときから 5 年を経過しない者
- （４）暴力団準構成員
- （５）暴力団関係企業
- （６）総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- （７）その他前各号に準ずる者

2 加盟店は、現在及び将来にわたって、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をしないことを表明し保証する。

- （１）暴力的な要求行為
- （２）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （４）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- （５）反社会的勢力に協力又は関与する行為
- （６）その他前各号に準ずる行為

3 当社は、相手方が前 2 項に反し又は反していることが判明したとき、催告その他の手続を要することなく、直ちに本書の全部又は一部を解除することができる。

4 加盟店は、前項により解除されたことを理由として、相手方に対し損害の賠償を請求することができない。

5 加盟店が、暴力団員等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、（それぞれの役員が該当した場合を含む。）若しくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、加盟店との取引を継続することが不適切である場合には、当社からの請求によって、加盟店は当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとする。

6 前項の規定の適用により、加盟店に損害が生じた場合であっても、加盟店は何らの請求をしないものとする。また、当社に損害が生じたときは、加盟店がその責任を負うものとする。

第 10 条（損害賠償）

加盟店は、本書に違反し又は自己の帰責事由により当社又は当社の委託先に損害を与えた

場合、その損害を賠償しなければならない。

第11条（契約解除）

当社は、加盟店が本書の各条項に違反した場合に、相当の期間を置いて催告したにもかかわらずこれが是正されないときは、本書の全部又は一部を解除することができる。

2 当社は、加盟店が以下のいずれかの事項に該当したときは、催告その他の手続を要することなく、直ちに本書の全部又は一部を解除することができる。

- （1）支払停止若しくは支払不能に陥り若しくは破産若しくは民事再生の申立てがあったとき又はこれらに類する法的手続（日本国外における同様の手続を含む）の開始申立てがあったとき
- （2）所轄政府機関等から業務停止等の処分を受けたとき
- （3）当社に対する債権について、第三者より仮差押、保全差押又は差押の命令その他強制執行手続があったとき
- （4）手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- （5）経営が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- （6）公序良俗に反する事業を営んでいたことが判明したとき
- （7）加盟店又は加盟店の会社法でいう親会社若しくは子会社が、公序良俗に反する事業を営んでいたことが判明したとき
- （8）加盟店より提出を受けた加盟店に係る資料等の内容が真実又は適正でなかったとき
- （9）本書に違反したとき
- （10）当社に対する著しい背信行為があったとき

3 当社は、1ヶ月の予告期間をもって加盟店に通知することにより本書を解除することができる。

4 加盟店は、第2項各号の一つに該当し又は当社から第6条第3項により解除されたときは、当社からの催告その他の手続を要することなく、当社に対する全ての債務につき期限の利益を失い直ちに債務全額を相手方に支払う。

5 加盟店は、自己の帰責事由により本書が解除されたことを理由として、当社に対し、損害の賠償を請求することができない。ただし、当社に悪意又は重過失がある場合はこの限りでない。

6 加盟店について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社からの請求によって、加盟店は、当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払う。なお、この場合、加盟店が住所変更の届出を怠る、又は加盟店が当社からの請求を受領しないなど加盟店の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、又は到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとする。

- （1）加盟店が当社に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- （2）加盟店が本書に違反したとき、又は当社に報告又は提出する書類に重大な虚偽の内

容がある等の事由が生じたとき。

(3) 加盟店が振り出した手形の不渡りがあり、かつ、加盟店が発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき（不渡り及び支払不能が6ヵ月以内に生じた場合に限る。）。

(4) 加盟店の保証人が第2項又は本項の各号の一つにでも該当したとき。

(5) 前各号に準じるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

7 加盟店は、3ヶ月の予告期間をもって当社へ所定の方法で申し出ることにより、当該端末の返還を申し出ることができる。

第12条（返還時期）

前条により、クレジット端末・マチカ専用端末等を返還する場合は、当社より1ヶ月以内に加盟店に対し、連絡を行う。

2 前項の連絡以後、加盟店は、1ヶ月以内に返還しなければならない。

第13条（免責事項）

当社は、次の各号に掲げる場合において、クレジット端末・マチカ専用端末等を使用したサービスの利用を中止することがある。

(1) システムの点検、補修、保守その他必要な作業を行う場合

(2) 通信機器、通信回線の故障又はメンテナンスを行う場合

(3) 火災、停電、その他天災地変等による場合

(4) その他やむを得ない事由による場合

2 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、前項により本決済サービスの利用ができなかった場合において加盟店その他の第三者に対して損害等が生じたときでも、その責めを負わない。

第14条（協議）

当社及び加盟店は、本約款に定めのない事項について、法その他の法令等に従うものとし、本規則に係る疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い、協議の上解決する。

第15条（規則の変更）

当社は、一定の予告期間において加盟店に告知することにより、本書の内容を変更することができる。

2021年4月19日 制定

2024年11月1日 改定

附則

第 1 条（効力発生日）

本約款の改定は、令和 7 年 1 2 月 1 日以降の新機能を搭載したまちペイアプリのリリース日（別途告知）より効力を有するものとします。